

大阪市教育委員会  
教育長 多田 勝哉 様

Democracy for Teachers and Children

～「君が代」調教やめて～（略称 D-TaC）

連絡先 [REDACTED] (D-TaC 世話人)

## 子どもの権利条約に沿った「君が代」指導と卒業式の改善を求める要請書

私たちは、10年に渡って「君が代」指導のあり方について、貴教育委員会に質問・協議を行ってきました。私たちは、国歌「君が代」指導にあたっては、「君が代」の歴史・意味の変遷を正しく伝え、それへの態度は、児童・生徒に任せるべきと主張してきました。貴教育委員会は、学習指導要領に、「日の丸」や「君が代」について、どう説明するかということにかかわる記述はないと認め、さらに、「君が代」指導について、学校園に対して一切の援助、研修等を行っていないことを認めました（2019年1月17日協議）。また、「君が代」の扱いや意味の変遷等を伝えることについては、「学習指導要領における国旗・国歌の取扱いについては、国旗・国歌の意義を理解させて、それを尊重させる態度を育てるということになっている。扱いや意味の変遷等については、発達段階に応じて実施することが大切である。教えることについて、禁止も強制もしていないが、学習指導要領には記載がないため、必ず教えなくてはいけないとは考えていない。（2020年7月27日協議）。」としました。この文科省と教育委員会の状況の中で、学校現場の「君が代」指導は、「国旗・国歌は大切。日本の国歌は『君が代』。国歌『君が代』をしっかり歌おう。」と、「君が代」の歴史・意味の変遷について何も伝えず、子どもたちに「日の丸」に向かって「君が代」を斉唱するよう求める（強制する）ものとなっています。私たちが「調教教育だ」と批判してきたこの「指導」実態を貴教育委員会は、問題ないとしたのです。

歌唱指導にあたって、歌詞の意味や歌の背景等について説明するのはあたりまえです。しかし、その内容が文科省・教育委員会からはまったく明らかにされないばかりか、事実を伝えようとすると、国旗・国歌を尊重させるという学習指導要領の趣旨に反すると言われそうで、教職員として当然やるべきことにも躊躇してしまうのが教育現場の実態です。学習指導要領を振りかざす教育委員会の態度の中で、子どもたちの指導にあたる教職員は困っているわけです。貴教育委員会は、この現場の状況についてしっかり調査すべきです。そして、子どもにとっては、明らかな人権侵害、子どもの権利条約違反の状況を改善すべきです。

卒業式の名称については、何の根拠もなく不適切である「卒業証書授与式」は使用すべきでなく、当然、「卒業式」であるべきという認識は、大阪市立学校の中でかなり共有されてきたと思っています。今回の要請では、卒業式のあり方にかかわって、「日の丸」壇上中央掲揚を取り上げます。

2012年2月29日の大阪市国旗・国歌条例成立以降、その趣旨を受けてということで、教育長通知が出され、国旗「日の丸」の壇上正面掲揚が徹底されていきました。2020年2月3日付教育長通知（別紙参考資料）には、『これまで「音楽の授業等における国歌斉唱の指導を進める」「卒業式及び入学式においては、ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」「式典においては、壇上正面に国旗を掲揚するなど、国旗を尊重する態度を育てる」等について、各校園に通知してきたところであり、本年度の卒業式及び次年度の入学式においても適切に実施すること。』とあります。ところで、この壇上正面に貼りだされた「日の丸」に向かって「君が代」を斉唱するという卒業式の儀礼は、1930年代後半以降、戦争への総力動員のために新たに「創られた儀礼」であることが史実から明らかになっています。そのような儀礼を強要することは明らか

に子どもの権利条約違反であり、改められなくてはなりません。

そもそも、第12条（子どもの意見表明権）から第3条（子どもの最善の利益）の実現をめざす子どもの権利条約からすると、卒業式は、上からあれこれ枠をはめるのではなく、児童・生徒の意見を聞きながら各学校が創造的につくる行事であるとの性格付けを明確にすべきです。

以上の理由から、以下、質問と要請を行います。

### 【「君が代」指導について】

#### 【質問】

学校現場の「君が代」指導の実態が、ほぼ「国旗・国歌は大切。日本の国歌は『君が代』。国歌『君が代』をしっかり歌おう。」だけであるという指摘への教育委員会の認識はどうですか。これは問題であり、改善すべきと、考えますが、どうですか。

#### 【要請】

学校現場の「君が代」指導にかかわる困難について調査し、子どもの権利条約に抵触しない形に改善してください。

### 【卒業式のあり方について】

#### 【質問】

① 2013年2月21日付教育長通知では『これまで「国旗を式場内に掲揚する」…等を指導してきたところであり』となっていたのに、2014年2月6日付教育長通知では『これまで…「式典においては、壇上正面に国旗を掲揚するなど、国旗を尊重する態度を育てる」等について各校園に通知してきたところであり』と変更されました。理由は何ですか。教育委員会は、大阪市国旗国歌条例が「日の丸」の壇上正面掲揚を義務付けていると理解しているのですか。

② 私たちは、『この壇上正面に貼りだされた「日の丸」に向かって「君が代」を斉唱するという卒業式の儀礼は、1930年代後半以降、戦争への総力動員のために新たに「創られた儀礼」であることが史実から明らかになっています。』と指摘しましたが、この指摘にかかわって、史実を調査すべきではありませんか。

③ 「卒業式は、児童・生徒の意見を聞きながら、各学校が創造的につくる行事であるとの性格付けを明確にすべき」との当会の主張に対する見解を示してください。

#### 【要請】

学習指導要領や大阪市国旗国歌条例が「日の丸」壇上正面掲揚を義務づけているわけではないことを確認し、学校園に対して「日の丸」壇上正面掲揚を強制しない態度を明らかにしてください。2020年2月3日付教育長通知を取り消してください。

以上です。